

- 今号の目次
- 1 【フラット35】関連制度のお知らせ
 - 2 機構賃貸住宅融資関連のお知らせ

1 【フラット35】関連制度のお知らせ

① 【フラット35】では、令和6年10月からペアローンをご利用いただけるようになりました。

※詳細は、「(別紙1)【フラット35】ペアローンチラシ」をご参照ください。

ペアローンは、1つの物件に対し、ご夫婦、親子、パートナーなどがそれぞれ単独で借入申込みを行い、2つの【フラット35】を併せて利用することができる制度です。

メリット①

異なる借入期間を選択可能。

メリット②

それぞれ団体信用生命保険に加入可能。

メリット③

返済口座を個別に。

ペアローンの制度概要、手続き、お申し込みできる金融機関の窓口等につきましては右の二次元バーコードからご確認ください。



② 機構関連の令和7年度予算概算要求について

※詳細は、「(別紙2)令和7年度独立行政法人住宅金融支援機構概算要求概要」をご参照ください。

フラット35S等の継続実施及び拡充

省エネルギー性・耐震性等を備えた質の高い住宅の取得に際して利用できる【フラット35】S、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律でこどもの人数等に応じて金利を引き下げる【フラット35】子育てプラス等における金利引下げを令和7年度も引き続き実施する予定です。

また、令和7年度の概算要求においては、以下の2点について、制度拡充を予定しています。

- ①フラット35における既存住宅の品質確保の取組強化
- ②フラット35借換における金利引下げ制度の創設

2 機構賃貸住宅融資のお知らせ

※詳細は、「(別紙3)【賃貸住宅融資】金利引下げ制度等のご案内」をご参照ください。

子育て配慮賃貸住宅を対象とした金利引下げ制度を開始

安心して子どもを育てることができる賃貸住宅の供給を促進するため、令和6年10月以降申込受付分から子育て配慮賃貸住宅（子育て世帯に配慮した一定の技術基準を満たす賃貸住宅をいいます。）を対象として当初15年間、年0.2%の金利引下げを行う制度を開始します。

賃貸住宅建設融資の金利情報は、右の二次元バーコードからご確認ください。



お問合せ先

住宅金融支援機構近畿支店 <営業時間> 平日 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除きます)

地域連携グループ ☎06-6281-9261

まちづくり業務グループ ☎06-6281-9266

(担当：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県) (担当：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、富山県、石川県、福井県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

⚠️ ご注意 【フラット35】【リバー260】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では申込ご本人又はご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。